

協力会社の皆様

2021年 1月 21日
株式会社 小島組

「予定労務費(労働賃金)を明示した見積書の提出についてのお願いについて」

この度、一般社団法人日本建設業連合会(日建連)では宣言の定着を図るために下請け企業の間で労務費の実態(水準、支給方法、経験に応じた処遇等)や見積時の労務費算出方法等についてコミュニケーションを図り、認識をすり合わせる事が重要であるとの考えから 2018年9月18日に次のような「労務費見積り尊重宣言」を行いました。

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労働賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費(労働賃金)※1を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積を確認した上でこれを尊重する。

また、2018年12月21日には「労働費見積り尊重宣言実施要領」が制定されました。弊社としましても、日建連の「労務費見積り尊重宣言」および「同実施要領」を受け、下記の通り協力会社の皆様に対し見積時に予定労働賃金※2を明示した見積書の提出を要請するとともに、当該見積りを確認した上でこれを尊重致します。

注) ※1: 労務費(労働賃金)

建設技能者に実際支払う賃金の額(手当、賞与等を含めた名目の支給金額)であり、法定福利費(事業主負担分)やその他の間接費を含みません。

※2: 予定労働賃金

1次下請負会社に対し、2次以下の下請企業に想定される必要な労務費(2次以下に雇用されている建設技能者に対して2次以下の企業を通じて支払われる労働賃金も含める)。

ここで言う予定労働賃金とは、設計変更や条件変更等に該当する特段の事情がある場合を除き、実際に払う労働賃金と異なった場合でも清算義務は生じない。

具体的手順

- ・見積書の様式の条件欄に「労務費見積り尊重宣言」に取り組む事を記載する。
- ・見積時の予定労働賃金の行を追加し、明示した見積書の提出。(見積書作成事例を参照)
- ・見積に対して、2次以下の下請会社に必要な労務費(2次以下に雇用されている建設技能者に対して、2次以下の企業を通じて支払われる労働賃金)も含め、適正な見積書を作成するとともに、提出時には労務費(労働賃金)を内訳明示する事を要請します。